

細則改正におけるその他質疑応答について

- Q 1 届出者、維持管理権原者を法人で届け出る際、代表者氏名で届けるとのことだが、法人の全部事項証明書の提出が必要か。
- A 1 登記事項の証明書の提出や提示は求めています。
また、契約による維持管理に関する権原委任に関する契約書のコピーを提出する場合にも各法人の全部事項証明書の提出、提示は求めています。
- Q 2 今回の改正で、平成23年9月30日までに届けることとされているが、届出が遅れた場合に罰則があるのか。
- A 2 法令に罰則規定はありませんが、期日内に届出いただくようお願いします。
- Q 3 権原の委任があった場合には、契約書のコピーを添付するとしているが、必ず契約書でなければならないのか。
- A 3 事実関係を客観的に確認できるものとして、契約書を示していますが、当事者間で必要な内容を記載した別途書類を作成する場合、要件を満たしていれば有効となりますので、事前にご相談ください。
- Q 4 所有者が複数存在する場合、届出者、維持管理権原者はどのように届出するのか。
- A 4 原則的には、届出者、維持管理権原者には、それぞれ全ての所有者を届けていただきます。届出方法について事前にご相談ください。
- Q 5 今回の改正によって所有者、届出者、維持管理権原者となるものに新たな義務と責任が生じるのか。
- A 5 法律条文の規定には、全く変更が無いので、新たな責務が生じることはありません。今回の改正の趣旨は、維持管理権原者を明確にして、都道府県等が把握することにあります。
そのため、定義付けに若干の見直しが生じてしまう結果となりました。
- Q 6 今後、立入検査などで維持管理権原者が立ち会う必要があるのか。
- A 6 現在、立入検査の方法を見直す予定はありません。これまでどおり、選任されている建築物環境衛生管理技術者の立会いをお願いします。